

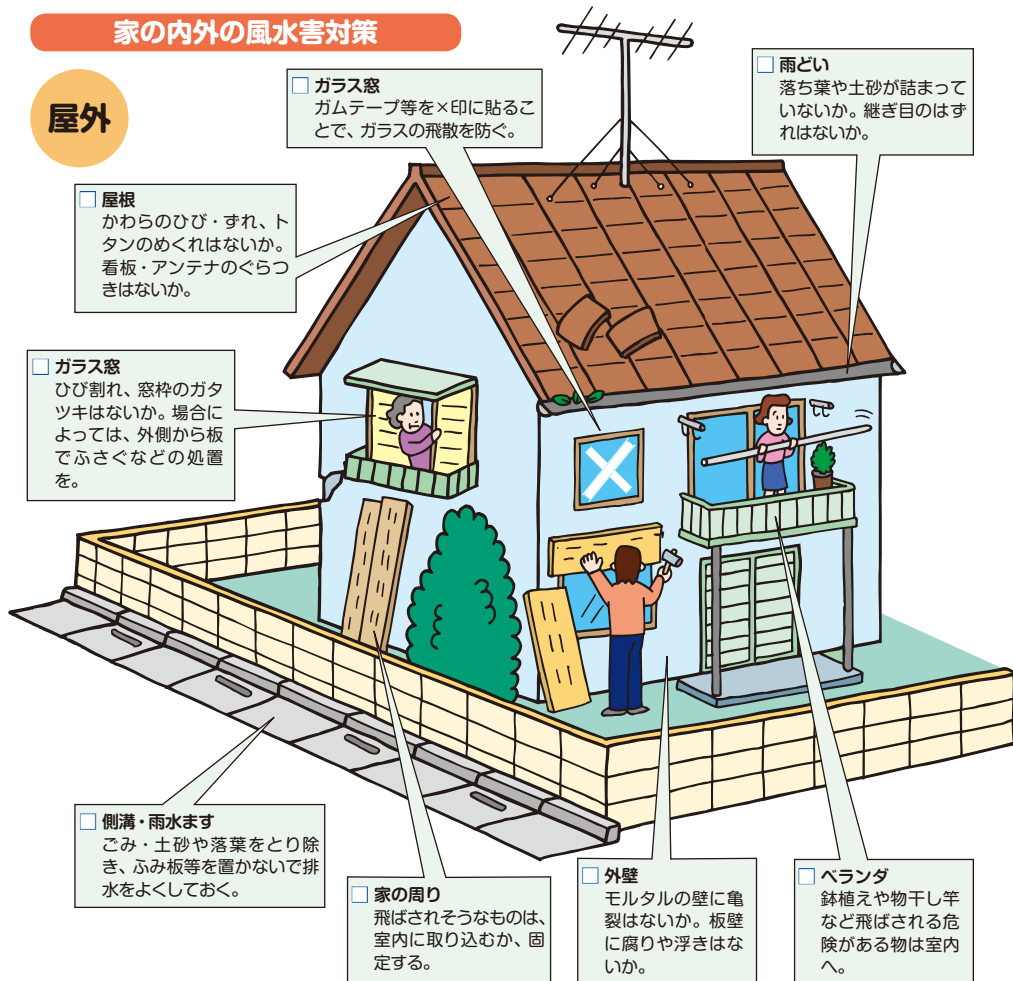
家庭での備え

家庭での風水害への備え

台風や集中豪雨による風水害も、区民生活に大きな被害を与えます。気象情報に注意して油断することなく、事前の対策をたてておきましょう。

家の内外の風水害対策

屋外



ガラス窓
ガムテープ等を×印に貼ること
で、ガラスの飛散を防ぐ。

雨どい
落ち葉や土砂が詰まっ
ていないか。継ぎ目はす
れはないか。

屋根
かわらのひび・すれ、ト
タンのめくれはないか。
看板・アンテナのぐらつ
きはしないか。

ガラス窓
ひび割れ、窓枠のガタ
ツキはないか。場合に
よっては、外側から板
でふさぐなどの処置
を。

側溝・雨水ます
ごみ・土砂や落葉をとり除
き、ふみ板等を置かないで排
水をよくしておく。

家の周り
飛ばされそうなものは、
室内に取り込むか、固
定する。

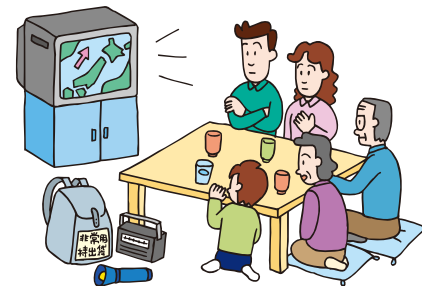
外壁
モルタルの壁に亀
裂はないか。板壁
に腐りや浮きはな
いか。

ベランダ
鉢植えや物干し竿
など飛ばされる危
険がある物は室内
へ。

がけ・よう壁に異変はないか。
 建築工事中の施設の安全確保は万全か。

屋内

- 懐中電灯や携帯ラジオを準備する。
- 貴重品などの非常持出品を準備する。
- 気象情報に注意し、むやみに外出しない。
- 飲料水などを確保しておく。
- 浸水などのおそれがあるところでは、家財道具や食品を高い場所へ移動させる。
- 高齢者や乳幼児、病人などを安全な場所へ移す。



地下空間

地下室や地下駐車場をお持ちの方へ

- 低地やくぼ地で、水の入りやすい場所は、土のうを積んだり、止水板をつける。



水が一気に入ってきて、思わぬ被害にあうことがあります。大雨のシーズンは、気象情報に注意し、土のうの配備や止水板の設置などの対策を講じてください。

ビルの内部では外部の状況がわかりにくいうえ、浸水による水圧で扉が開かず、室内に閉じ込められる心配があります。照明が消えたり、エレベーターが止まる場合もあります。

豪雨時の地下空間にこんなことが起こるかも？



水害にはどのような場合があるのか

● 川の水があふれる場合

東京都では、1時間当たり75mmの雨に対応できる河川の改修や、下水道などの整備を促進しています。このため、川の水があふれることは減りましたが、短時間に激しい雨が降ると、またたく間に水位が上昇し、あふれ出る危険が生じます。

● 下水が逆流してマンホールなどからあふれる場合

地表は道路の舗装や建物のコンクリートなどにおおわれ、雨が地面にしみこみにくなりました。このため、降った雨は短時間に下水道や河川に集中し、低地の下水道では雨水を排水しきれなくなり、川があふれていなくても水害が発生することがあります。

● 地下室への浸水

地下室や半地下駐車場などに雨水が流れ込み、排水しきれなくなって水害となる場合などが増加しています。

気象情報に注意しましょう

台風は、暴風と大雨をもたらします。また、梅雨の後半から夏にかけては、集中豪雨が多発する時期です。昼間は晴れていても、大気の状態が不安定な場合は、狭い地域に、突然、短時間に滝のような雨が降る場合があります。

● 目黒区の天気（目黒区防災気象情報）

目黒区の天気予報、雨量観測情報、河川の水位情報などを区のホームページでご覧になれます。詳しくは、目黒区ホームページのトップ画面（いざというときに⇒目黒区防災気象情報）をご覧ください。

● 防災気象情報のメール自動配信

配信を希望する区民等に区内の異常気象等の防災気象情報（気象庁等から発表される警報・注意報等）をメールにより自動配信するサービスを行っています。パソコンは区のホームページから、スマートフォン・携帯電話は右のQRコードを読み取って登録できます。



スマートフォン・
携帯電話用
QRコード

「目黒区防災気象情報メール」で配信される情報

以下の情報を登録の際、必要に応じて選択できます。

1 気象警報・注意報

特別警報、警報及び注意報が1つ以上発表された場合

特別警報：大雨・暴風・大雪・暴風雪

警報：大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪

注意報：大雨・洪水・強風・大雪・風雪・雷

2 河川水位情報

基準値に達した場合及び基準値に達したのちに基準値を下回った場合

3 竜巻注意情報

東京都に竜巻注意情報の発表があった場合

4 目黒川洪水予報

目黒川にはん濫危険情報等の発表があった場合

5 土砂災害警戒情報

目黒区に土砂災害警戒区域の警戒発表があった場合

6 週間予報

毎週金曜日16時前後に週間天気予報を配信

※全ての登録者に配信されます。

7 区からのお知らせ

目黒区からのメールサービスやシステム等に関するお知らせ

※全ての登録者に配信されます。

※週間予報、区からのお知らせは、受信停止することはできません。

問い合わせ先 道路公園課補修調整係 電話 5722-9775 ファックス 3712-5129

目黒川洪水予報

目黒川が東京都の洪水予報河川の指定を受け、豪雨時の目黒川水位を予測し、洪水の基準点において1時間以内に川が溢れるおそれのあるときに、東京都と気象庁が共同で発表する防災情報です。

発表された場合は、目黒川流域にお住まいの方は浸水に警戒し、建物の2階などに避難してください。特に、地下施設は水が流れ込むおそれがありますので、十分警戒してください。

区は、区内で発生する突発的な異常気象等の防災気象情報（特別警報、警報、注意報、河川水位状況等）をリアルタイムで提供する登録制のメール配信サービスを実施しています。洪水予報についてもメール配信しています。

問い合わせ先 道路公園課補修調整係 電話 5722-9775 ファックス 3712-5129

気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報

気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、気象警報・注意報や気象情報などの防災気象情報を発表しています。発表基準は、災害発生に密接に結びついた指標（風速・潮位や雨量指数など）を用いて設定しています。警報・注意報の基準は、市町村ごとに過去の災害を網羅的に調査した上で設定しています。

注意報：災害が起こるおそれがあるとき。

警報：重大な災害が起こるおそれがあるとき。

特別警報：警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合

台風と風について

最大風速17m/秒未満を熱帯低気圧、それを超えるものを台風と言います。熱帯低気圧でも大雨を伴うものがありますから、注意が必要です。

台風の大きさ		(気象庁による)
呼び方	平均風速15m/秒以上の半径	
大型の台風 (大きい台風)	500km～800km未満	
超大型の台風 (非常に大きい台風)	800km以上	

台風の強さ		(気象庁による)
呼び方	最大風速 (m/秒)	
強い台風	33～44未満	
非常に強い台風	44～54未満	
猛烈な台風	54以上	

風の強さと被害想定		(気象庁による)
風速10～15	樹木全体・電線が揺れ始める。	
風速15～20	看板やトタン板が外れ始める。	
風速20～25	何かにつかまっていないと立ってられない。	
風速25～30	走行中のトラックが横転する。	
風速30～	ブロック壁で倒壊するものがある。	

※風速は目安なので「以上」「未満」と厳密ではない。
(風速は10分間の平均。単位：m/秒)

区では区内 61 か所に土のうを備蓄しています

浸水を防ぐため必要数を確保しておきましょう。当日では間に合いませんので、早めの備えが必要です。持ち出した土のうは次の雨に備えて皆様で保管をお願いします。また、区内5か所に「土のう拠点場所」を設け、土のう500袋ずつ備蓄しています。

緊急時に区民の方が自由に利用できる土のうを区内61か所に設置しています。

● 土のう設置場所（令和3年12月現在）

※土のう拠点場所

住所	設置場所
駒場1-2	駒場一丁目2番
駒場2-1	駒場東大前駅付近
駒場3-8	炊事門付近
青葉台1-16	朝日橋付近
青葉台2-17	柳橋付近
東山3-21-9	東山公園拡張部（※）
大橋2-2	松見坂付近
上目黒1-6	日の出橋付近
上目黒1-15	宿山橋付近
上目黒1-16	宿山橋付近
上目黒1-17-4	上一防災ひろば
上目黒2-9-14	目黒消防署中目黒出張所
上目黒2-19-15	目黒区総合庁舎西口
上目黒2-19-15	目黒区総合庁舎南口前
上目黒2-19-15	目黒区総合庁舎南口車寄せ（※）
上目黒2-48-2	旧目黒土木公園事務所
上目黒4-17-25	上目黒四丁目防災ひろば
上目黒4-36-29	蛇崩川緑道蛇崩下橋
中目黒4-1-2	目黒区清掃事業所
三田1-4-6	三田丘の上公園内
目黒2-4-36	目黒区民センター駐車場横
目黒3-21	自然園下
下目黒2-20	大鳥公園内
下目黒5-33-6	下五児童遊園内
下目黒6-1-22	目黒消防署
下目黒6-9	林試の森公園北口
中町2-2	祐天寺裏交差点
五本木2-10	東横線高架下
中央町1-9-7	防災センター（※）
目黒本町5-7-18	東町南児童遊園内
目黒本町5-22-8	中央体育館東側

住所	設置場所
南2-1-40	高木神社横
碑文谷2-11-14	目黒消防署碑文谷出張所
碑文谷2-16-6	碑住区センター
碑文谷3-11-22	すすめのお宿緑地公園（※）
碑文谷6-9-11	碑文谷公園内
平町1-25	呑川本流緑道上
平町2-22	呑川本流緑道上
大岡山1-35	呑川本流緑道上
大岡山1-37-15	目黒消防署大岡山出張所
緑が丘1-21	九品仏川緑道上
緑が丘2-6	九品仏川緑道上
緑が丘2-16	九品仏川緑道上
緑が丘3-3	九品仏川緑道上
緑が丘3-10-37	境橋街かど公園内
自由が丘2-12	九品仏川緑道上
自由が丘3-8	九品仏川緑道上
中根2-6	中根公園内
柿の木坂3-4	柿の木坂支流緑道上
八雲1-1	めぐろ区民キャンパス公園歩道（※）
八雲1-5	呑川本流緑道上
八雲1-11	呑川本流緑道上
八雲2-7	呑川本流緑道上
八雲2-11	呑川本流緑道上①
八雲2-11	呑川本流緑道上②
八雲3-9	呑川本流緑道上
八雲3-13	呑川本流緑道上
八雲3-22	呑川本流緑道上
八雲3-29-14	目黒消防署八雲出張所
八雲5-15-1	やくも街かど公園内
東が丘1-31-23	芳窪街かど公園内



緊急用土のう保管箱



土のう拠点場所
（東山公園拡張部）

道路公園サービス事務所

目黒地域サービス係 電話 3711-6825 ファックス 3793-4347
碑文谷地域サービス係 電話 5721-7287 ファックス 3793-4347

水防訓練の実施

区では、毎年5月ごろに消防署、消防団などの協力を得て、水防訓練を実施しています。区民のみなさんが取り組める水防対策などを紹介していますので、ぜひご参加・ご見学ください。

目黒川の警報機のサイレンにご注意ください

目黒川には、水位計と水位警報機を設置し、水位の監視をしています。危険な水位に達するとサイレンが流れます。

1 警戒水位警報

（目黒川の水位が上部まで2.5メートルに達したとき）

サイレン	休
15秒	5秒
9回鳴らします	

アナウンス 「（チャイム）こちらは目黒区役所です。ただ今、目黒川の水かさが警戒水位を超えた為警報がなりました。ご注意ください。繰り返します（繰り返し）（チャイム）」

2 危険水位警報

（目黒川の水位が上部まで1メートルに達したとき）

サイレン	休
3分	1分
2回鳴らします	

アナウンス 「（チャイム）こちらは目黒区役所です。ただ今、目黒川の水かさが危険水位を超えた為警報がなりました。ご注意ください。繰り返します。（繰り返し）（チャイム）」

避難情報の発令について

●避難情報と取るべき行動

避難情報と取るべき行動を5段階に整理しました。避難情報に応じて、避難などの行動をとりましょう。「避難」とは「難」を「避」けること、つまり「安全を確保すること」です。安全な場所にいる人は、必ずしも避難する必要はありません。

警戒レベル	避難情報等	発令・発表	住民等が取るべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保（※1）	目黒区が発令	既に災害が発生または切迫している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。
～～～警戒レベル4までに必ず避難！～～～			
警戒レベル4 危険な場所から 全員避難	避難指示		速やかに危険な場所から避難所（※2）などに避難しましょう。避難所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難（垂直避難など）しましょう。
警戒レベル3 危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	目黒区が発令	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人も、必要に応じて普段の行動を見合わせたり、危険を感じたら自主的に避難しましょう。
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意報	気象庁が発表	避難に備え、ハザードマップ等で、自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	早期注意情報		災害への心構えを高めましょう。

【注】

※1 災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではありません。

※2 事前の避難を希望される方を対象に一時的に開設する自主避難所と、地域避難所（p18参照）があります。ただし、地域避難所は、状況に応じて特定の箇所を開設します。

●避難情報の知らせ方

避難情報は、防災行政無線・防災気象情報メール・テレビ・ホームページなどでお知らせします。

（例）「こちらは、目黒区災害対策本部です。ただいま、〇時〇分、〇〇町〇丁目に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。避難所は、〇〇〇〇です。」

風水害時の連絡先

●区道の雨水ます・側溝の場合

道路公園サービス事務所

目黒地域サービス係 電話 3711-6825 ファックス 3793-4347
碑文谷地域サービス係 電話 5721-7287 ファックス 3793-4347

●都道の雨水ます・側溝の場合

東京都建設局第二建設事務所目黒工区 電話 3715-3265

●公道の下水管・汚水ますの場合

東京都下水道局南部下水道事務所目黒出張所 電話 3491-7867

●宅地内や私道の場合

最寄りの東京都指定下水道工事店へ

●水害援護資金の貸し付け

対象は水害で、家屋や家財に被害を受けた世帯の世帯主で、被災時の住所が区内にある方。所得制限があります。

生活福祉課相談支援係 電話 5722-9855 ファックス 5722-9340

●ごみの処理

清掃事務所 電話 3719-5345 ファックス 3719-5064

●消毒が必要なとき

生活衛生課環境衛生係 電話 5722-9500 ファックス 5722-9508

●罹災証明が必要なとき

防災課 電話 5723-8700 ファックス 5723-8725

●健康相談

保健予防課 電話 5722-9504 ファックス 5722-9508

碑文谷保健センター 電話 3711-6447 ファックス 5722-9330